

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
日興建設株式会社	高萩市安良川 915-4	1-000905

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和7年3月26日 ～ 令和7年5月25日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

日興建設(株)は、施工計画と異なる方法でコンクリートを運搬するなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

また、同社は、重傷事故が発生したにもかかわらず、直ちに行うべき発注者への事故報告を怠り、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に違反した。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第4号イに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県工事等の施工等に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。 ア (略) イ 共通仕様書違反かつ負傷者若しくは損害を伴うもの ウ、エ (略)	当該認定をした日から 2か月以上4か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)